## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２６年（フ）第３８４号**
滋賀県草津市大路１丁目７番１―2507号　ＴＯＷＥＲ・111
債務者　磯野　博史
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　大俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１５１号**
広島市安佐南区安東２丁目16番４―101号
債務者　佐々木成太郎
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１７２号**
広島市安佐南区高取北２丁目６番17号
債務者　山田食虫植物農園こと　山田　眞也
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２５５号**
広島市東区戸坂新町２丁目38番12号、申立時の住所広島県廿日市市陽光台４丁目９番地１Ｉ―102
債務者　原木　慎二
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８４６号**
広島市南区向洋大原町25番11号
債務者　玉井　重之
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８８３号**
広島県安芸郡熊野町出来庭３―４―31、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町城之堀４丁目15番14号
債務者　ジャパニーズパパこと　中川　基明
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田森　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９１１号**
広島市安佐北区口田１丁目７―８、住民票上の住所広島県東広島市黒瀬切田が丘３丁目３番11号
債務者　太刀掛紀子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　爲末　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２６１号**
愛媛県松山市平井町1422番地３　グランフィル平井802号
債務者　山内眞由美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４８９５号**
大阪市東住吉区鷹合１丁目１番１号
債務者　角屋　宏子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髭野　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８２号**
三重県名張市美旗町中１番189番地２、前住所三重県伊賀市上神戸4485番地261
債務者　矢田　章二
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（フ）第８３号**
三重県名張市美旗町中１番189番地２、前住所三重県伊賀市上神戸4485番地261
債務者　矢田　　恵
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（フ）第２２８号**
三重県桑名郡木曽岬町大字栄２番地２
債務者　近藤　秀和
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第２２８号**
神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の６　205号
債務者　濱崎　麗未
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２９９号**
兵庫県加古川市平岡町高畑472番地の22
債務者　庄司　佳代
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第５２４号**
福岡市城南区飯倉１丁目５番34号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区別府２丁目１番33―405号
破産者　川畑　愛子
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１１８号**
愛知県尾張旭市北原山町鳴湫1703番地４
破産者　近藤　昌利
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部